

八代市合宿応援補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、観光振興及び経済発展に寄与するスポーツ・文化活動等に係る合宿（以下「合宿」という。）を行う団体に対し、予算の範囲内で八代市合宿応援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる合宿は、本市において実施されるスポーツ・文化活動等の技術等の向上のために実施する活動で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 高等学校、高等専門学校、短期大学、大学等に在籍する生徒若しくは学生又は社会人によって構成される団体であって、スポーツ・文化活動等を行うものが実施していること。
- (2) 市内の宿泊施設（旅館業法（昭和23年法律第138号）による営業許可を得たものに限る。）を利用していること。
- (3) 市内のスポーツ・文化施設等を使用していること。
- (4) 1回の合宿における延べ宿泊者数（合宿の参加者数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。以下同じ。）が20人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する合宿は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 政治的活動を目的とする合宿
- (2) 宗教的活動を目的とする合宿
- (3) 個人又は企業等の営利目的で実施する合宿
- (4) この要領に定める補助金以外に助成等を受けて実施する合宿
- (5) その他市長が適当でないと認める合宿

(補助金の額)

第3条 合宿1回当たりの補助金の額は、別表のとおりとし、20万円を上限とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、八代市合宿応援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、開催日の1週間前までに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付決定を受けた者は、合宿の終了後1月以内に、八代市合宿応援補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 宿泊一覧表(様式第3号)

(2) その他市長が必要と認める書類等

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成25年3月29日商工観光部長専決)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日経済文化交流部長専決)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日経済文化交流部長専決)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助金額表

区分	補助金の額
高等学校及び高等専門学校の1学年から3学年まで	500円×(延べ泊数)
高等専門学校の4学年及び5学年並びに専攻科、短期大学、大学及び社会人	1,500円×(延べ泊数)